

<未定稿>

令和7年度 第1回 千代田区都市計画審議会議事録

1. 開催年月日

令和7年5月13日（火） 午前10時01分～午前11時20分
千代田区役所8階 区議会第1・第2委員会室

2. 出席状況

委員定数20名中 出席19名

出席委員 <学識経験者>

【会長】岸井 隆 幸	（一財）計量計画研究所 代表理事
村木 美 貴	千葉大学大学院教授
加藤 孝 明	東京大学生産技術研究所教授
丹羽 由佳理	東京都市大学准教授
三友 奈々	日本大学助教
村山 顕人	東京大学大学院教授

<区議会議員>

岩佐りょう子
小枝 すみ子
桜井 ただし
はやお 恭一
林 則 行
春山 あすか

<区民>

石垣 曜子
岡田 悠貴
里見 久美
中原 秀人
諸 亨

<関係行政機関等>

占部 貴之	麹町警察署長（代理出席：長岡交通課長）
山口 佳二	麹町消防署長（代理出席：野呂予防課長）

出席幹事

村木 久人	政策経営部長
藤本 誠	環境まちづくり部長
加島 津世志	環境まちづくり部まちづくり担当部長

関係部署

川又 孝太郎	環境まちづくり部ゼロカーボン推進技監
--------	--------------------

<未定稿>

神原 佳弘	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長事務取扱 環境まちづくり部参事（連絡調整担当）
神河 洋行	環境まちづくり部環境政策課長
村田 啓介	環境まちづくり部道路公園課長
須貝 誠一	環境まちづくり部基盤整備計画担当課長
武 貴志	環境まちづくり部建築指導課長事務取扱環境まちづくり部参事 （連絡調整担当）
千賀 行	千代田清掃事務所長
山内 智誠	環境まちづくり部住宅課長
吉田 佑	環境まちづくり部地域まちづくり課長
齋藤 浩一	環境まちづくり部麹町地域まちづくり担当課長
碓谷 克幸	環境まちづくり部神田地域まちづくり担当課長
庶務	
榑原 慎吾	環境まちづくり部景観・都市計画課長

3. 傍聴者

11人（最終人数）

4. 議事の内容

【審議案件】

（1）東京都市計画地区計画 大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更

5. その他

《配布資料》

次第、席次表、千代田区都市計画審議会委員名簿

千代田区都市計画審議会条例・運営規則、千代田区都市計画審議会付議文（写）

*議案－1 東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更

資料1 丸の内仲通り南周辺地区のまちづくりについて

6. 発言記録

【景観・都市計画課長】

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、これより審議会の進行に入らせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

私、事務局を務めます榑原と申します。4月に人事異動で景観・都市計画課長として参りました。どうぞ

<未定稿>

よろしくお願いいたします。

会に先立ちまして、マイク操作について、ご案内をいたします。お手元のマイクは、右側のボタンを押していただくと赤いランプが点灯し、ご発言が可能となります。発言が終了いたしましたら、もう一度右側のボタンを押していただき、赤いランプの消灯をご確認ください。ランプが消灯している間は、スピーカーとして機能するようになってございます。

それでは、岸井会長、議事の進行について、よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従って案件の審議に入りたいと思いますが、まず最初に、いつものとおり、傍聴の方は今日いらっしゃいますか。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、傍聴に先立ちまして、恐れ入りますが、出欠状況について簡単にご確認させていただいて、よろしいでしょうか。

【会長】

はい。では、併せてお願いします。

【景観・都市計画課長】

はい。恐れ入ります。

本日は、服部委員から欠席する旨のご連絡を頂いてございます。代理でのご出席を含めまして、定数20名中、出席が19名、欠席1名となっております。よって、千代田区都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の数の過半数に達しておりますので、審議会は成立することをご報告いたします。よろしくお願いいたします。

【会長】

はい。続いて、傍聴者の方もお願いします。

【景観・都市計画課長】

はい。本日、定員50名のところ、9名の方から事前に傍聴の希望を頂いております。また、本日、傍聴を希望された方が3名いらっしゃいましたが、空席がございますので希望を受け付けている状況です。

傍聴を認めてもよろしいでしょうか。

【会長】

よろしいでしょうか。

<未定稿>

※全委員異議なし

【会長】

はい。では、よろしくご案内ください。

※傍聴者入室

【会長】

はい。傍聴の方に申し上げます。

本会では、傍聴者の発言は認めておりませんので、ご了承を頂きたいと思います。また、傍聴中に声を出すことや審議会の運営を妨げる行為はご遠慮いただきたいと思います。お願いをお聞き入れいただけない場合には、途中退席をしていただくこともございます。ご了承ください。

本日の終了予定時間は12時となっているようでございますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

はい。それでは、本日、お手元にお配りした資料をご確認ください。

本日の配付資料は、まず、資料番号がないものとして、次第、席次表、委員名簿、審議会条例及び運営規則並びに国家戦略特別区域会議からの付議文の写しでございます。

次に、議案書として、議案1、東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更、そのほか、資料番号を付しているものとしては、資料1、丸の内仲通り南周辺地区のまちづくりについて、また、委員限りでございますが、番町次世代シンポジウム議事要旨を机上に配付しております。

過不足等ございましたら、会の途中でも構いませんので、事務局までお申しつけをお願いいたします。

なお、先ほどご紹介した資料番号がついていない委員名簿をご覧いただけるでしょうか。関係部署の区職員については、人事異動に伴い、変更がございます。該当者につきましては、環境政策課長、道路公園課長、清掃事務所長、地域まちづくり課長、麴町地域まちづくり担当課長です。大変恐れ入りますが、それぞれ本名簿をもって紹介に代えさせていただきたいと思ひます。

資料の確認については以上となります。

会長、よろしくお願ひいたします。

【会長】

はい。それでは、お手元の議事次第をご覧ください。本日は、審議案件が一つ、大手町・丸の内・有楽町地区の地区計画の変更でございます。

それでは、まず、この議案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

<未定稿>

【まちづくり担当部長】

はい。まちづくり担当部長の加島です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案1、東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更について、ご説明を申し上げます。

昨年12月17日に開催した令和6年度第3回の本審議会において、審議に先立って、概要をご説明させていただいた案件でございます。

地区計画の素案につきましては、昨年12月23日から本年1月14日までの2週間縦覧し、1月20日まで意見を求めましたところ、意見書の提出はございませんでした。その後、都市計画の案について、2月19日から3月5日までの2週間、縦覧に供し、広く意見を求めましたところ、こちらも、意見書の提出はございませんでした。

都市計画の案の内容と詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。それでは、麹町地域まちづくり担当課長の齋藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案1の説明に入りたいと思います。

議案1の東京都市計画地区計画大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更について、ご説明いたします。

先ほど、資料の確認がありましたけれど、議案書1と資料1を配付しておりますが、本日は、前面にあります画面にて、スライドに沿って説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。お手元の配付資料と併せてご確認いただくと幸いです。

先ほど部長からもありましたとおり、本件については、令和6年12月17日の当審議会でご報告させていただいた後、都市計画法に基づく手続を行ってまいりました。前回、ご質問いただいた質疑内容については、併せて、今日の説明とともに回答させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、当地区を含む大丸有エリアのまちづくりの動きについて、ご説明いたします。スライドをご覧ください。

大丸有地区のまちづくりににつきましては、千代田区、東京都、JR東日本、大丸有協議会で構成される大丸有まちづくり懇談会において、経済、社会、環境、文化、安全・安心のバランスの取れた魅力あるまちづくりを進めることを目的として、将来像やルール、整備手法等の指針として、大丸有まちづくりガイドラインを策定しております。そして、このガイドラインに示すまちづくりの基本的な考え方、土地利用の方針、必要な都市基盤等につきまして、都市計画上も、大手町・丸の内・有楽町地区地区計画に位置づけているところでございます。

ご覧のように、大丸有地区全体の将来像については、時代をリードする国際的なビジネスのまち、多様性にあふれた文化や価値を共創するまちといった九つの目標を掲げた上で、公民連携の下で、建物整備、インフラ、エリマネ活動、様々な取組を実施しているところでございます。

続きまして、こちらが、大丸有地区全体の建物更新状況になります。図中の青色の部分が既に建て替え後

<未定稿>

の竣工済みの建物、赤ハッチの部分が建設あるいは計画中の街区で、黄色ハッチがまだ建物更新がなされていないところを示してございます。ご覧いただくと分かりますけれど、大手町・丸の内エリアでは大分建物更新が進んでおりますが、南側、この画面の左側でございますけれど、有楽町エリアはまだあまり建物更新が進んでいないエリアになってございます。

それでは、続きまして、有楽町エリアのまちづくりの動向について、ご紹介させていただきます。こちらからは、配付資料も併せてご確認いただければと思います。

まず、有楽町エリアの現状と課題ですけれど、配付資料ですと、1枚目の上の上段部分になります。こちらが現状と課題でございます。有楽町エリアの築40年以上の建物分布になりますが、主に1960年代竣工の建物を中心とした建物群となっており、全体的な建物機能更新が遅れており、設備の老朽化等によって、テナントニーズに応えられない状況が発生しておるといような状況でございます。また、有楽町エリア全体で、地下歩行者ネットワークの形成は一定程度進んでいるものの、複数地点において、不連続な箇所が見られ、回遊ルートが十分に確保されていない状況が、配付資料の上段の中ほどの地下ネットワークの不連続というところで赤く囲ってございますけれど、そういったところのネットワークが不足しており、回遊性を十分に確保されていない状況が見てとれます。加えて、道路上に荷さばき車両が日常的に停車されていたり、空間が効率的に使われておらず、また、車道によって駅前広場が分断されている状況とか、空間の活用に限がある、あるいは、一部乗換えで屋外に出るといった形で、雨に濡れない動線が不足しているといった課題によって、回遊の起点となるJR有楽町駅周辺でウォーカブルな空間が形成されていない状況があるといったような状況が見てとれます。

こういった都市基盤上の課題も有している中、有楽町エリアにおいては、様々な開発の動きも出てきておりまして、街区単位での建物更新が今後本格化してまいります。そこで、有楽町エリアでは、都市活動を支える基盤の在り方や国際競争力の強化に向けた取組について、有楽町まちづくりビジョン策定委員会を組織して議論を重ね、令和5年11月に有楽町再編に向けた将来像とその取組方針をまとめた有楽町まちづくりビジョンを策定しております。

本ビジョンでは、将来像を実現するために、お手元の配付資料の1枚目の下段が目指すべき将来像となっておりますけれど、三つの柱を掲げてございます。一つ目が「出逢い・交流機会」の創出、二つ目が「サステナビリティ」を確保し、発信し、国際的な都市としての信頼、競争力の向上、三つ目が「有楽町を体感できる空間デザイン」や「人中心の重層的な交通デザイン」の実現を掲げているところでございます。

それでは、スライドをご覧ください。有楽町を体感できるデザイン形成に向けて、駅前空間や骨格となる軸の在り方について、こちら、示したものでございます。左下の図面でございます。有楽町駅東西の駅前空間の形成や、先日、自動車専用道としての機能を停止し、これから人中心の通りに機能転換していくTokyo Sky Corridorとの結節機能の強化や、エリア全体のアクセシビリティ強化に向けた取組についてまとめており、東西連携の強化に向けた東西地下通路の新設等による地下ネットワークの拡充等が位置づけられております。

前回、報告の際にご質問もありました日比谷地区とのつながりについては、画面左上の図面が広域のネットワーク図を掲載してございますが、有楽町ビジョンにおいて、空間形成の一つの考え方として、周辺地区とつながるウォーカブルな歩行者ネットワークの充実が掲げられ、丸の内の仲通りから日比谷の仲通りのつ

<未定稿>

なかりを歩行者軸として位置づけ、周辺との連携に配慮して、まちづくりを進めていくこととしてごさいます。

また、右上の図は、有楽町周辺の地上や地下の空間形成のイメージでございします。地上部においては、広場等のボイドといった空間の戦略的な配置、ウォークブルな軸の形成、地下部や地上の活動を支えるバリアフリーなネットワークの充実を掲げてございします。

以上のように、有楽町エリアにおける現状、課題、あるいは、上位計画であるビジョン等を踏まえて、民間事業者さんより都市再生特別地区の提案がなされた地区が出てまいりましたので、その概要及び審議内容でございします大手町・丸の内・有楽町地区地区計画の変更について、ご説明させていただきます。配付資料は2ページ目になります。

なお、都市再生特別地区の指定については、主に東京都の手続になりますので、2ページ目の資料にも表題に「(参考)」と記載してございしますが、本審議会でも審議いただく地区計画の変更に大いに関係する内容になりますので、提案内容について、ご説明させていただきます。

配付資料2ページ目、左上の位置図をご覧ください。今般、都市再生特別地区の提案がなされたのは、図中赤枠で示すA、B、C、D街区の区域、丸の内仲通り南周辺地区でございまして、赤色ハッチで示したA街区の機能更新及び赤ハッチの南側、下側になりますけれど、緑色で示しているAからD街区の共同による東西地下通路整備等、都市基盤整備でございします。

現段階では、具体的な開発計画はA街区のみで、BからD街区については、具体的な開発計画は未定ですが、4街区共同による都市基盤整備を行うため、区域にBからDも含めております。

画面のほうで、こちらが計画概要になります。配付資料では、2ページ目、右上につけているものと同じですので、そちらも併せてご覧ください。

A街区ですが、現況は帝国劇場や出光美術館、オフィスビルが立地している街区でございします。開発後は、低層部に劇場、美術館、商業施設を設け、高層部は事務所となります。計画容積は1,500パーセント、建物高さは建築基準法高さで約145メートル、工期については、来年度から解体工事に着手し、2030年度の竣工を予定しております。

報告の際にご質問のございました東西連絡地下通路の工期に関しては、こちらに記載のとおり、2028年から2042年でございします。

なお、先ほど説明したとおり、BからD街区については、まだ具体的な開発計画はございしません。

続きまして、ご覧の画面から見ますと、こちらが本地区の北西方向、皇居側から見た全体イメージでございします。画像中央の建物がA街区に建設を予定している建物がございまして、日比谷通り側は壁面線が揃った高さ31メートルを基調としており、周辺との調和も踏まえ、皇居からのすり鉢状のスカイラインを形成する計画としております。

続きまして、こちらが、都市再生貢献内容の概要になります。配付資料ですと、2ページ目の左下につけてございします。

有楽町ビジョンに位置づける将来像実現に向けて、都市基盤の強化、文化芸術拠点の形成、防災対応力の強化と環境負荷の低減といった三つの貢献の柱を立てて整備を予定しております。その中で、赤枠の項目がA街区単体による貢献、緑枠の項目がAからD街区が共同で実施する貢献内容となっております。

<未定稿>

それでは、具体的な整備内容について説明させていただきます。配付資料は3ページ目をご覧ください。

まず、有楽町エリアの発展を支える都市基盤の強化に向けて、通勤・来街者に便利な交通網の強化を図ってまいります。冒頭でご説明しました有楽町エリアの課題であるJR有楽町駅北側の混雑や地下ネットワークの不連続を解消するため、地下でJR有楽町駅東西をつなぐ地下通路を新たに整備し、さらにそれを有楽町駅と接続することで、駅周辺の歩行者環境改善を図ってまいります。こちらが先ほど説明しているとおり、AからD街区の共同貢献として実施します。

次に、皇居外苑や日比谷公園に面する立地を生かしまして、都心の大規模な緑を一望する低層屋上テラスを整備します。こちらの概要がお手元の資料3ページ目の左下に記載してございます。こちらは、誰でも活用できる広場空間で、にぎわい形成、価値向上のため、劇場や美術館と連携したイベントの開催も可能な空間となります。

続いて、文化芸術の雰囲気がいじみ出し、まちの象徴となる駅まち空間の創出についてです。配付資料では、中央下部に記載してございます。

現在のA街区では、三田線の日比谷駅、有楽町線有楽町駅の二つの地下鉄改札が正対し、駅改札周辺の混雑や交通、歩行者動線の交錯が発生している状況でございます。また、せっかく劇場や美術館が立地しているものの、地下歩行者空間はそのような文化芸術の雰囲気が感じられるしつらえになっていない状況でございます。そこで、今回の開発に合わせて、地下歩行者空間を拡充し、地下から丸の内仲通りへつながる縦動線を含む駅まち空間を整備することで、駅周辺の混雑緩和を図るとともに、魅力的な連続的な歩行空間を創出するところでございます。また、駅まち空間に面して、劇場、エントランスや関連施設を設置して、文化芸術の雰囲気がいじみ出す象徴的な空間を形成します。

次に、都市機能の強化に関してです。子どもや様々な人が文化芸術に触れる機会が創出される歴史ある文化施設の強化と再整備でございます。こちら、画面に映し出しているのが、計画建物を南側から描いたパースになりますが、配付資料についても、中ほど、上段に掲載してございます。左に日比谷通り、右に丸の内仲通りとなっておりますが、日比谷通り側の建物の低層部に劇場を、低層部の最上階に美術館を計画しているといったところでございます。出光美術館と帝国劇場において、教育、学び、体験に係る様々なソフトプログラムも検討してまいります。また、それら施設に地下からスムーズにアクセスできる動線を整備することで、文化芸術機能へのアクセシビリティの強化も図ってまいります。

続きまして、配付資料、右側に掲載している防災対応力の強化や環境負荷低減に向けた取組についてでございます。A街区において整備する先ほどの劇場のホワイエ空間やオフィスロビーに、災害時の一時滞在施設として、約1,300平米、約780人の空間を確保するとともに、そのための備蓄、あるいは、受入施設の満空状況の情報の見える化等を計画してございます。さらに、災害時にも活用可能な自立分散型エネルギーシステムとして、非常用発電施設の整備を行うことで、地域の防災対応力の強化を図ってまいります。

また、環境面に関しても、本地区においては、複数建物の冷暖房や給湯などに用いる熱エネルギーをまとめて担う仕組みである地域冷暖房施設のサブプラントを段階的に追加整備し、丸の内仲通り洞道を介して、それら、面的利用の推進を図ります。これらにより、既存を含めたプラント間のネットワークを拡充し、エネルギーの面的利用の促進により、環境負荷の低減、エネルギーの効率利用を図ってまいります。

続きまして、本審議会でご審議いただく地区計画の変更について、ご説明させていただきます。配付資料

<未定稿>

は最後の4ページ目をご覧ください。

これまでご説明してきた有楽町まちづくりビジョンの策定や今般の都市再生特区の提案を踏まえ、大手町・丸の内・有楽町地区地区計画を一部変更してまいります。主な地区計画の変更内容について、ご説明させていただきます。

まずは、お手元の配付資料の4ページ目の上段部分の地区計画変更概要のご説明でございます。

土地利用の方針、地区施設の整備の方針、建築物等の整備の方針において、有楽町まちづくりビジョンで整理された、今後、目指すべき将来像実現に向けた方向性を既存の地区計画をベースに追記いたします。

地区計画の目標に変更はなく、有楽町まちづくりビジョンの策定を踏まえ、目指すべき将来像実現に向けた方向性について、次のとおり、追記してございます。配付資料の上段右側に地区計画記載文一部抜粋と書いてございます。

MICE拠点を形成するとともに、地区全体でエリアMICE等の推進を図る。歩行者ネットワークの拡充に向けて、多層的な歩行者空間形成を図る。多様な都市活動を展開できる広場の空間を整備・充実する。あるいは、広く多様な目的の人々が自由にアクセスし、居場所として活動できる空間を連続的に配置するといったところでございます。また、高さの最高限度については、A街区部分について高さ約145メートルと記載いたします。

なお、皇居側西側道路、日比谷通り境界から30メートルまでは高さ40メートルといたします。

さらに、先ほどご説明した配付資料3ページ目の星1から3の歩行者空間や屋内公共空間について、地区施設に位置づけ、その機能を担保いたします。

まず、JR有楽町駅の東西地下通路の機能の担保として、歩行者通路21号を指定し、さらに、その東西地下通路を西側で受ける公的空間として、接続先のD街区に公共的屋内空間、地下をメインとして、地上部分への縦動線の機能を持つ屋内空間として、公共的屋内空間5号を約500平米指定します。それが、配付資料の中ほど、新たに指定する地区施設一覧の中の歩行者通路21号、公共的屋内空間5号でございます。

また、A街区の皇居外苑に面する低層屋上テラスの機能担保として、広場11号、約1,500平米を指定します。

地区施設の最後になりますけれど、地下鉄三田線と有楽町線の駅利用者等の歩行者混雑解消に向けて、地下歩行者空間の拡充を図るための駅まち空間の機能の担保として、A街区敷地地下の地下鉄駅コンコース沿いに公共的屋内空間4号、約900平米を指定します。

以上が、今回新たに指定する地区施設の概要でございます。

最後に、ディスプレイに示しておりますけれど、それら、地区施設を指定して、将来的な地下ネットワークについては、今回、担保した地区施設、あるいは、既存の地下空間と合わせ、さらに、大丸有まちづくりガイドラインにて構想で示されたネットワークを重ねたものがこちらの画面に映っているものでございますが、開発に合わせて、さらに利便性の高い回遊性を図っていく計画としてございます。

ここで、前回ご報告の際に頂戴したご質問について、今の説明の中でお答えできていない内容をご説明させていただきます。

前回ご報告時に、皇居のお濠の排水対策について、ご質問がございました。区にて把握している情報としては、平成5年の台風時以降においては、当該地区周辺の浸水は発生していない状況でございますけれど、

<未定稿>

直近の排水対策について確認しましたので、スライドをご覧ください。

図のように、皇居外苑の濠水は日比谷濠で取水し、桜田濠や半蔵濠に送水することで、水を循環させてございます。

濠間に設置している水門で水位を調整するとともに、荒天時には最下流部にある先ほどの日比谷交差点脇の水門から東京都の下水道に排水することで、道路等の冠水を防止している状況でございます。

以上でお濠の排水対策についてのご説明を終わります。

また、スライドはございませんが、当日、屋上緊急離発着所、緊急ヘリポートに関するエリアでの計画に関するご質問もございましたので、この場で回答させていただきます。

緊急ヘリポートについては、基本的に当該建築物で火災等が発生した際の消火、救命活動の円滑化のために設置することを目的としておりますが、各開発ごとに、都度消防署と協議して設置の要否の判断を頂くこととなっております。

以上でございます。

それでは、最後、またこれまでの都市計画手続の流れをご説明します。4ページの左下に書いてございますが、前回、都市計画で報告させていただいた後、16条に基づき令和6年12月23日から2週間、地区計画の変更素案の公告・縦覧手続を行い、3週間の地区内地権者からの意見書提出期間を設けましたが、提出はございませんでした。その後、法17条の手続に移行し、変更案について、令和7年2月19日から2週間、公衆の縦覧、意見書提出を設けましたが、こちらについても提出はございませんでした。

ご説明は以上になります。地区計画の都市計画変更について、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【会長】

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまの案件に関して、ご質問、ご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【区民委員】

ありがとうございました。質問は、資料1をベースに質問をしたいと思うのですが、資料1の2ページ目の左下に、街区別都市再生貢献、共同貢献という言葉があつて、貢献があるからこういう地区計画の変更を許可しますというバランスを取っているのだと思うのですが、この案件による貢献の結果、地区計画が例えば計画容積率が1,500パーセント、または高さが145ということになっていますけれども、現状との比較においてこれはどういうことになるのでしょうか。例えば現状は何パーセントしか許されていないものが1,500パーセントになっているという、そういう比較を教えていただきたいのですが。

【会長】

はい。事務局、お願いします。

【麴町地域まちづくり担当課長】

<未定稿>

はい。お答えします。現状、地区計画上は1, 300パーセントが指定してございまして、それがお手元の先ほどの配付資料の2ページ目の上の計画容積率1, 500パーセントですので、200パーセントの緩和となっております。

以上でございます。

【区民委員】

容積率のみですか。いわゆる貢献に対する緩和は。

【会長】

はい。よろしいですか。お願いします。

【まちづくり担当部長】

会長、よろしいでしょうか。もともとの用途地域が1, 300パーセントが指定されているところです。今回、国家戦略特区の中で1, 500パーセントを定めており地区計画の中では、その容積率までは定めてなく、先ほどの通路だとかそういったところが地区計画に定めるといった内容になっています。

ただ、容積率が上がるのは、国家戦略特区の中で上げますよというのは、言われたとおりだと解釈していただければいいかと思います。

【会長】

おさらいで、国家戦略特区の都市計画手続に関して、少しだけ説明していただけますか。先ほど東京都の話もありましたけれど、どういうふうにして都市計画を決めることになっているか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。都市再生特別地区の提案に関しては、基本的には民間事業者から都市計画提案がございまして、それで今回のような3ページ目の三つの柱ということで貢献内容を提案がございました。その中で、この貢献についてどれくらいかという協議をして、先ほどの都市再生特区として200パーセントの緩和をする形で、そちらについては東京都の都市再生特別地区の変更という形で決められると。一方で、千代田区の都市計画は地区計画の変更で、先ほど都市計画提案であった公共的空間を位置づけるための空間を地区計画に落とし込んで決定するという流れでございます。

以上で説明になっていますか。

【会長】

はい。そういう背景で動いているという中で、先ほどのご説明によれば、今の法定容積率は1, 300、それが1, 500に変わったということですね。はい。よろしいでしょうか。

【区民委員】

<未定稿>

よろしいですか。すみません。私の不勉強で申し訳ないのですが、ということは、東京都が決めたことを千代田区の都市計画審議会、または千代田区役所としては後追いをしているということですね。いわゆる大枠、例えば1, 500パーセントというのはもう決められていて、それを地区計画の中に織り込む作業であると考えてよろしいですか。

そうすると、その次の質問なのですが、我々は一体何を決めようとしているのかよく分からないのですが、ここに書いてある、細かく地区計画の素案があります議案書の1、その中で、非常に細かく数字や言葉が入っていますが、こういう各論を我々は今決めようとしているのでしょうか。

【会長】

はい。事務局、いかがでしょうか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。よろしいですか。主に決める内容としては、配付させていただいている4ページ目の内容でございます。地区計画の変更の概要であります土地利用の方針に、有楽町のビジョンの策定を踏まえてこういう大きな方針を決めますよというところと、あと、先ほど委員からご説明のありました特区で提案されている公共的空間や広場について、具体的に地区計画の中に幅員とか延長、あるいは面積といったものを落とし込むといった内容でございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【区民委員】

はい。ありがとうございました。4ページ目にあります歩行者通路21号を地区計画で今回定めるところについて教えてください。これは共同貢献という形になっているというご説明が2ページ目にあったかと思うのですが、A街区だけではなくて、B、C、D街区全部合わせての共同貢献という設定になっているかと思うのですが、2ページ目ですと、A街区の工期が2030年度までとなっております、その下にあります通路などの整備は2042年予定となっておりますけれども、ここはA街区の工期と同時に出来上がるものなののでしょうか。それとも、受皿のD街区と一緒になののでしょうか。それとも、B、C、D、全てが今後動いてから整備されるものなののでしょうか。教えてください。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

<未定稿>

ご質問ありがとうございます。A街区の竣工は記載のとおり2030年度になってございますので、その後も東西地下通路は整備されて、基本的にはB、C、Dが竣工と同時に整備される形でございます。

【会長】

はい。よろしいですか。

はい、どうぞ。

【区議会委員】

先ほど区民委員からも話がありましたとおり、結局はどういう相関図になるのかが、国家戦略特区があり、都の都市再生ということになっていると。その中に、またさらに我々千代田区の地区計画が入っているということなのですが、ここで確認をしたいことが、我々が決裁をしなくてはいけないところが千代田区の地区計画なわけです。

そうなってくると、何かというと、何らかの目的、方針、そういう整備方針の中で地区計画が設定されているということは間違いないと思いますが、結局は、今までこれをこういう方針をいきなり参考資料の4ページにこの条文を載せますよとなると、変化が分からないので、変更点がある。こういうものを守ってきたのですけれども、国家戦略特区並びに何々ということの整備があるからこう変えます。では、本当に今までの地区計画で守ろうとしたことが守れているのかということが分かる資料が欲しいということです。お答えいただきたい。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

少し細かい資料になりますけれども、議案1の中の14ページでございます。先ほど、すみません、パワポの概要版の詳細版になりますけれども、こちらが地区計画の新旧表でございます。すみません、字が小さくて。左側が旧で、右側が今回変更しようとしている案でございます。

地区計画の目標は、ご説明したとおり変更はございませんということで、具体的には、その下以降の区域の整備・開発及び保全に関する方針の中の土地利用の方針において、例えば土地利用の方針においては、赤書きの部分を加えているといったところで、MICE機能の拡充やあるいは都市観光、イノベーション創発機能の推進を図るところとか、歩行者ネットワークの拡充に向けて、地上、地下の多層的な歩行者空間を図るといったところが記載の追記をしている。

あと、地区施設の整備、15ページ目の上段でございますけれども、こちらについても先ほど説明した多様な都市活動を展開できる広場的空間の整備・拡充や歩行者軸やあるいは広く多目的な自由にアクセスする居場所等の活動できる連続空間を配置していくなどを追記しているところでございます。

あとは、建築物等の整備の方針に関しては、こちらについては、AからD街区で共同でやりますけれども、沿道に連続した緑を創出して、緑陰による快適な屋外空間を形成するとともに、東西方向へも拡充を図るこ

<未定稿>

とで、南北だけではなくて東西もやっていくと、そんなところを書いてある。

【会長】

はい、どうぞ。

【区議会委員】

結局は、当然のごとく都市計画が国・都で決められている中で、大きな枠で決まっているというのは理解しました。当然そういう地域であることも理解しているわけです。結局は、我々がつくった地区計画、今、この赤の書いてあるところによって、今までの地区計画に何ら毀損するようなことは起きないということだけ、定性的に結構ですので、こうだから、ああだからという説明ではなくて、やはり私も年取ってきたものですから、こういう文字を見るとほとんど見えないので、虫眼鏡でやらないと分からなくなってしまうので、どうも見えないというところがあるので、そののところだけ言及、答弁していただければありがたいです。

【会長】

確認ですね。はい。

【区議会委員】

はい。

【麴町地域まちづくり担当課長】

既存の将来像をさらに魅力的、恒常的にする形で付記しているといったところでございます。

【区議会委員】

支障はないということですね。

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。支障はないです。

【区議会委員】

毀損することはないということ。

【会長】

はい、どうぞ。

【区議会委員】

議案書をずっとめくっていて非常に細かい字で、もうこれを読むのは嫌になってしまったと思っていた矢

<未定稿>

先に、20ページ、21ページに少しフォントの大きなものが出てきたので安心して見させていただきました。

今の区議会委員のところにも関係するのですが、21ページの真ん中辺りに、歩行者ネットワークの拡充に向けた、地上や地下等の多層的な歩行者空間形成を図るとあるのですが、この地上のイメージはよく分かるのですが、地下等の「等」というのは、何を指すのでしょうか。

【会長】

はい。いかがでしょう。

【麹町地域まちづくり担当課長】

こちらについては、先ほど3ページでも少し説明させていただきましたけれど、地下は当然地下鉄駅がございまして、そこからの玄関口、そこからのアクセス性。地上についても当然ウォークアブルな空間が仲通りとつながっていますので、そこから。さらに、先ほど屋上広場とかを整備する形になってございまして、そういった縦動線のネットワークとか、あるいは先ほどの美術館も屋上広場に面して、出光美術館とかを整備して、そういったある意味エリアMICEとかで活用するような都市機能へのアクセス性という意味で、歩行者のネットワークを地上、地下だけではなくてそういった広場も含めてネットワーク化をしていく形でございます。

【会長】

はい。

【区議会委員】

そうすると、地上だけではなくて、地上も地下も一緒に、ネットワーク化をする上におけるその機能ということで、ここでは言っているのだということよろしいですか。

それと、一緒に言います。地上のネットワークというのは非常に分かりやすい、我々日頃の中で分かりやすい。それで、地下の多層的なということなので、地下も1階だけではなくて何層かあると思うのですが、それと地上とのネットワークというものをつくっていくとここでは書かれているわけなのだけれど、イメージ的にネットワークのつくり方というか、このようなイメージでここでは考えているのだというものがあればお示しいただきたいと思うのですが。

【麹町地域まちづくり担当課長】

はい。画面のスライドの先ほど説明した11ページとかで、これが有楽町まちづくりビジョンでも掲げられているものですが、地上、地下だけではなくて、こちらの右上のスライドですと、銀座側にはスカイコリドー、先ほどこれから整備される2階レベルの歩行者ネットワークというものが整備されたりするので、そういったところも含めて、地下、地上だけではなくて、そういったグラウンドレベル、上の部分との歩行者ネットワーク、そういったものも整備されていく必要があるといったところでございます。

<未定稿>

【会長】

よろしいですか。議案書の13ページの左の下に断面図が入っていますが、これが地下と地上をつなぐと
いうことの模式図になっているのですよね。加えて、上のほうに広場があるので、そこまでつないでいくこ
とを示しているのだと思います。

【麴町地域まちづくり担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【会長】

はい。ほかにはいかがでしょうか。

では、先に。

【区議会委員】

まず、3点ほど確認させてください。

1点目、有楽町駅周辺の顔づくりというのをどのように考えていくのかというところで、西口のところを
歩行者通路21号と公共的屋内空間5号というのを今後整備するということなのですが、有楽町駅と有楽町
駅前の広場、そしてビル群、特に有楽町駅の下ガード下的な空間を人の中心としてどのように今後捉えて
いくのかということをお伺いさせていただきます。

2点目、有楽町駅周辺についての2点目なのですが、有楽町駅前の西側の広場整備に当たっては、
線路との間の道路空間というのがどのように捉えていくのかということが説明がなかったのですが、
ここを広場に取り組んでいくことも含めて、将来像を考えられているのでしょうか。

二つ目が、ウォークアブルシティの推進で、先ほど区議会委員から地下のことについてはご質問があつたの
ですが、特に帝国劇場の地下からの動線というの説明が詳しくありましたが、帝国劇場と第一生命ビ
ルの間の地上の街路空間を仲通りから東西に向けてウォークアブルを考えていくところにおいて、どのよう
に街路空間と歩行空間と緑を設置して、ウォークアブル機能を強化していくことを検討されているのか、してい
ないのかということも教えてください。

3点目、地区計画の体系の方針のところに、文化的な発信が地区の整備方針の一つに掲げられていると思
うのですが、劇場や美術館が点在する、こういったこの地区の文化の香りがするようなまちづくりを
テーマとしたときの壁面のデザインの一体化とか、オフィス側にも取り入れていくような外壁のデザインテ
ーマの総合化みたいなことは、この中に検討されているのかお答えいただけますか。

以上です。

【会長】

はい。3点ないし4点ございましたが、いかがでしょうか。

<未定稿>

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。1点目が、有楽町駅西側の広場とか区道、あるいはガード下、あるいはビックカメラ等ありますけれど、西口広場とあと区道のウォークアブルな空間形成について、どう考えているかということだったと認識しておりますけれど、こちらについては、有楽町のまちづくりビジョンの中で、ビジョンがそちらに出てございますけれど、その中で、基本的には、今、広場空間を形成していくといったこととか、あるいは右側の部分で大きく黄色で丸く囲ってございますけれど、都市のボイドといった形で、駅前象徴的かつ結節機能があるシンボリックな空間を形成するというので、人中心の空間としてどのようにしていくかというのをまさに今、これから検討していくという内容でございますので、具体的にどうしていくかというのはまだ定まっておりますけれども、このように広場空間を東西に配置して、あるいはそれを一体的に都市のボイドとしてどのような空間形成していくかというのは、区としても検討をしていくといったところでございます。

なので、併せて西口広場とJRの有楽町線間の区道についても、どのような空間にしていくかなどもウォークアブルな視点を踏まえながら検討をしていきたいと考えてございます。

2点目が、東西道路です。仲通りと直行する道路でございますけれど、こちらについては、具体的にはこちら今11ページのスライドの主に左側に具体的に書いてございますけれど、丸の内の仲通りから日比谷の仲通りという南北の道路に直行してそちらのエリアと銀座側を結ぶという、あるいはスカイコリドーを結ぶということで、縦の通りを強化していくという方針は出ておる状況なので、これを具体的にどのように整備していくかというのを今後検討していくという形でございます。

その具体的なものが、少し左下の図面で、仲通りからスカイコリドーを東西でつなぐ（仮称）有楽通りといったところで、その中で東西通りを整備しながら、回遊の起点となる象徴的な駅前空間を整備しようといったところを今ビジョンでは掲げている状況でございます。

最後、3点目、帝国劇場や美術館などを文化・芸術機能の発信に合わせて、オフィスとも連携しながら壁面のデザインの一体化を図っているのかといったご質問だったと認識してございます。こちらについては、具体的にデザインについては、今現状は、そちらのディスプレイに映し出してございますので、低層部と高層部の連携については、今後、提案、ご指摘を踏まえて、少しどのようになっていくかを確認していきたいと思っております。

【会長】

よろしいでしょうか。はい。

【区議会委員】

ありがとうございます。まだまだ検討されていない課題が多いのではないかと感じましたので、ぜひ、本当によい形での戦略特区となるようなことを区もしっかりと議論していただきたいと思っております。

2番目のところですが、もう一度確認させていただきます。3ページ目の2にある帝国劇場と出光美術館の地下とテラス的なところの説明があったのですが、もう一度確認させていただくと、ここの前の地上空間の街路であるとか、ウォークアブルにしていくようなことは、具体的には、帝国劇場と第一生命ビ

<未定稿>

ルの間の地上の街路空間についてはまだ検討されていないということによろしいでしょうか。

【会長】

はい。いかがでしょう。

【麹町地域まちづくり担当課長】

こちらについても、今の区道の幅員構成について、少し交通量に比べて車道が広いといったところもございますので、車線数の減少とかあるいは歩道の拡幅によって多目的に活用できるような歩行空間を形成するという考えでございます。

以上でございます。

【区議会委員】

すみません。

【会長】

はい。では、どうぞ。

【区議会委員】

最後かもしれないので。個別と総論で二つ確認したいのですけれども、1点目が、今、区議会委員が言われた歩行者道路21号の私も愛着のあるビックカメラが今有楽町店があるところが広場になると。どんなイメージなのかなというのと、区がどこまで関与できるのかというのを確認したいのです。東側のイトシアのような形で全てコンクリート敷きの広場空間になるのか、もう少し違う広場になっていくのか、区道が廃道になると思うのですけれども、あるので、千代田区としてどの程度この歩行者道路21号との結節点の場所を広場に千代田区の意向が反映できるのかというのが各論の一つです。

もう一点が、総論として、今回の議案のところ、国なり東京都はビルが高くなると大幅に税収が上がってくるのでメリットは多大だと思えるのですけれども、千代田区ですとか千代田区民にとって、この計画変更によって何らかの利点というのか、メリットというのか、あるのか、ないのか、全く関係ないのか、どの程度、千代田区あるいは千代田区民にとって、この議案が可決されることによって変化があるのかという2点を確認させてください。

【会長】

いかがでしょうか。

【麹町地域まちづくり担当課長】

1点目のビックカメラ辺りの西口の広場の形成についてですけれども、基本的には、今回整備される21号東西連絡通路というのは地下空間でございますけれども、西口広場をどのような形で整備するかというのは、

<未定稿>

今後の検討でございますけれど、基本的には有楽町まちづくりビジョンとかに大きな考え方があって、そこから具体的にどのようなデザインにしていくか、アーバンデザインにしていくかというところは、関係者で具体的に会議体を持ちながら検討しているところでございますので、区としてもその中でしっかり意見を言って、具体的なイメージを固めていきたいと考えております。

2点目の今回の計画の区民等へのメリットでございます。具体的なメリットといいますと、いろいろあるとは思いますが、今回、少し文化芸術機能の強化という都市機能の強化を掲げておりますけれど、その中でも来街者、当然、千代田区民あるいは千代田区のお子さんとかもこういった文化芸術に触れる機会というものの子育ての中で大切だと思いますけれど、今回の機能更新に当たって、出光美術館とか帝国劇場でもいろいろな子ども向けのプログラムとかも発信していくと聞いておりますので、非常にそういった千代田区区民の来街者としてメリットがある開発かと思っておりますし、当然、日常時だけではなくて、災害時にも来訪者について帰宅困難者とかの受入れもございますので、そういった区全体としての安全・安心なまちづくりにつながっていくのではないかなと考えてございます。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

手が挙がっていたので、はい。

【学識委員】

はい。議案の資料の作り方と説明の仕方についてコメントをしたいのですが、これは大丸有地区の全体の地区計画の変更の議論なので。後半の新旧表のところ。14ページ以降については、赤字で変更箇所が明記されているので何を議論するか分かりやすいのですが、その前に出てくる図面の幾つかもそれに合わせて修正されているはずで、そこがきちんと説明されているべきかなと思います。

10ページの地区施設の配置については、今回の変更で幾つか有楽町駅の近くで追加がありますので、それは、本来はこれは赤字で示されるべきだと思いますし、それから、参考図の2がありますが、これは質問なのですが、これはもともと参考図2というのがあってその上に今回の変更が加えられたのか、それとも参考図2そのものが今回追加されたのかについては後で教えていただきたいと思います。

あと最後に、これは大丸有地区全体の地区計画なので、変更箇所について理解することもまずは重要なのですが、その上で地区全体として今回の変更が支障がないか、あるいは地区全体の目標や方針を実現するものなのかということの観点から審議をすべきだと思います。これについては私は問題ないと思っておりますので、特に変更に関する異論はありませんけれども、そのように説明されないと議論があちこち行ってしまうかなと思います。

以上です。

【会長】

はい。最初のご指摘とそれからご質問についてお答えいただきたいと思います。

<未定稿>

【麴町地域まちづくり担当課長】

はい。最初のご指摘であった10ページの計画図2の部分で、これは赤字になっていない部分がございます。ご指摘のとおり、A街区で、この図面の中の左上でございますけれど、A街区の中で今回新たに追加している公共的屋内空間4号、広場11号というのがA街区の中で新たに追加してございますし、あと、その左下でございます公共的屋内空間5号とあと歩行者通路21号といったものが今回の変更として追加になってございますので、本来はそれを赤字に示すべきでございましたけれど、次回以降、その辺は気をつけていきたいです。

もう一点ご質問がございました13ページの地区計画の参考図2といったものが、今まであったのか、あるいは追加でなされたのかといったところでございますけれど、今回新たに追加したものでございます。

有楽町のまちづくりビジョンと既存の地下ネットワーク、あるいは今回追加したものがどのように連携していくのかというのがこれで見てとれると思います。

以上でございます。

【会長】

はい。よろしいですか。

【学識委員】

はい。ありがとうございました。

【会長】

はい。ほかにはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【学識委員】

説明ありがとうございました。

学識委員のコメントに近いかもしれませんが、14ページ、15ページの新旧表を見ていて、もともとなかったところから赤字で追加されているという形だと思うのですが、追加されている文章は、読むとMICEの言葉がたくさん出てきて、数えると四、五か所ぐらい出てくるのですが、大丸有の中の有楽町エリアでMICEを強化していくということがすごく読み取れる文章なのですが、一方で、人々はMICE機能とMICE拠点とエリアMICEというものを区別できるのかなというのが少し気になったところで、まちづくりビジョンを見てよく分かるのですが、この文章だけだと専門ではない方がエリアMICEとMICE機能、これはどういう違いがあるかとかというのが少し読み取りにくくなったりしないかとは思ったのですが、その辺りはいかがでしょうか。

【会長】

はい。いかがでしょうか。

<未定稿>

【麴町地域まちづくり担当課長】

そうですね。委員ご指摘のように、有楽町まちづくりビジョンの中に、エリアMICEとかMICE機能という形で言葉を使わせていただいております、それとこの地区計画の両輪で将来像を実現するという形になってございます。

今、ご承知のとおり、少し言葉としては難しいのですが、エリアMICEは、有楽町のエリア全体でいろいろなMICE機能とかあるいはアフターMICE、ビジネスイベントをエリアで実施していくと。当然有名なホテルとかもいろいろあったり、会議室、ホールとかございますので、それぞれをエリアでいろいろな施設を活用しながら、地域全体でエリアMICEとして実現していくということだと思っております、その街区単体ではMICE機能というのをどのように実現していくか。例えば先ほど申したように、コンベンションの施設だとかあるいはホテルのホールとか、それぞれの街区でどのような機能を導入していくかといったところをMICE機能の導入といったような形で認識してございます。

【学識委員】

はい。もちろんそちらを要は分かりやすくというか、伝えなければいけないと思いますので、そこがやはり十何年、20年後とか30年後でも読んで分かるようにしておく必要があるかとは思いました。

【会長】

はい。ありがとうございます。

【まちづくり担当部長】

会長、よろしいでしょうか。

【会長】

はい、どうぞ。

【まちづくり担当部長】

今の学識委員の確におっしゃられることはすごくよく分かって、この地区計画の内容だけ読むとどうなのというのは、分かりにくいところがあるのかと。ただ、大丸有に関しては、一番最初に説明があったとおり、大丸有のまちづくりガイドラインがあり、その後、昨年の有楽町ビジョン、これが上位計画構想としてあったので、それを地区計画の中に書き込んでいるというようなところで、その表現の仕方も含めて、あとその説明の仕方も含めて、こういうときはどう説明したらいいのかというのを研究したいと思っております。

地区計画を制定するとき、場面場面ではあるのですが、少し大きく変えるようなときは、やはり上位構想だとかそういったものをつくって、それを地区計画に反映させるというのが基本的に行っているのですが、地区計画だけ読むとなかなか分かりづらいというのがあるというのが今のご指摘でよく分かりましたので、そこら辺は今後研究していきたいと思っております。

<未定稿>

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

はい。では、お願いします。

【学識委員】

はい。資料1の3ページを見ると、今回の都立再生貢献3本柱だと。1、2、3とあって、1、2はなるほどと思って見ていたのですが、3になったら、何か防災の対応力強化と環境負荷低減ということで、中身を見ると何だか普通だなという印象を持ちました。

ですので、このA、B、C、Dと合計4街区、今後開発されると思うのですが、Aは普通だとして、B、C、Dで近未来に向けてのもう一工夫をぜひお願いしたいと思いました。

以上です。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【学識委員】

すみません。時間があるので、私も申し上げたいんですけど、地区整備の方針、結構こちらのもの、比較的たくさん書かれている内容が。だからこそ、かえって分かりにくくなっているのかもしれないと思ひまして、別に赤字で入っていないところについても、これは一般の人が読むと絶対分からない言葉がたくさんあって、例えばアイストップという言葉とかサンクンガーデンは、私たちは知っていますけれど、普通の人は知らないかもしれない。とはいえ、それを一々説明していたら地区計画の方針にならないので、これはこういうものということで、ご説明されるような資料が、分かりやすい今日の参考のようなものを一般の人が分かりやすいように作られれば、それでよろしいのではないのかと思います。

以上です。

【会長】

はい、今回直した分以外にもいっぱいあるというご指摘がありました。

はい。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろご質問、あるいは関連でこれからこういうことを考えたほうが良いというご意見を頂きましたが、この案件に関しての反対というご意見はなかったようにお見受けいたします。

案のとおり決定されたいということでよろしいでしょうか。

※全委員異議なし

<未定稿>

【会長】

はい。ありがとうございます。

それでは、案のとおり決定されたいということでは答申をさせていただきたいと思います。

以上で本日の議題としては終了でございますが、1点資料が残っておりますので、事務局からその他で多分説明いただけるのだと思いますが、何かありましたら説明をお願いしたいと思います。

【麴町地域まちづくり担当課長】

麴町地域まちづくり担当課長、齋藤です。

本日お配りしました資料番号がついていない一番下でございます番町次世代シンポジウム議事要旨でございますけれど、こちらについては、前回審議会で具体的な細かなものより概要版がいいというご指摘もございましたので、そちらの概要版ということで、前回の都市計画審議会の資料につきまして差し替えとさせていただきますために本日お配りした内容でございます。

基本的には、前回のものを出席者の方々、区民のご意見の概要と、あと参加いただいた先生方のご意見を追記したという形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

【会長】

はい。前回ご指摘があつて、出席された学識委員のお二方のご発言も十分に書いていないというお話もありましたので、その部分の修正をしたということかと思います。これはご覧いただいている案件ですよ、先生方は。

【学識委員】

見えますか。

【学識委員】

ええ。メールで見ました。

【学識委員】

見ました。

【会長】

はい。ということで、関係の方には一応確認していただいた資料だということですので、これで差し替えてさせていただきたいのですが、よろしいですね。

※全委員異議なし

<未定稿>

【会長】

はい。それでは、こうした報告があったと。

【区民委員】

よろしいですか。

【会長】

はい。どうぞ。

【区民委員】

はい。これを差し控えるということは、前回の都計審の議事録がホームページに公開されていて、前回頂いた資料3-3、要は今差し替えをしようとしている元の議事録といいますか、シンポジウムの発言内容というところが、ホームページでは削除されているわけですが、削除されているものをこの新しい今日頂いた議事要旨に差し替えるという意味ですか。

【会長】

はい。

【麴町地域まちづくり担当課長】

そのようにでございます。

【区民委員】

分かりました。それでよろしいかと思うのですが、結局何が起こったかという、もともと前回の審議会で頂いた発言内容というのは、7ページから8ページのもので、今回、ホームページでは2週間ぐらい前に議事録が公開されて、そのときは資料だけが欠落していたと。今回、これに差し替えるということは、時間的なロスからすると、2週間、経済学的に言うとコストがかかっているわけですが、情報の公開が遅れたと。

公開が遅れた理由は、個人が特定されるリスクがあるのではないかと、それから、この議事録では分かりにくいからもっと凝縮しろということだったと思うのですが、その結果時間がかかってしまった。多分、担当の方は残業も強いられたということなのだと思うのですが。

もともと匿名で名前も出ない、誰がやっているかも分からないクローズドのミーティングで、個人情報が外部に出るというリスクはほとんどないわけです。そうすると、サマリーなのか、全てを出すかということなのですが、そのことにあまり時間をかけて公開が遅れるというのも、私はこのバランスが取れないと思うので、あまり区役所の担当の方々に負担をかけないレベルで時間を重視するという公開方法もあるのではないかと、その点ご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

<未定稿>

【会長】

はい。今後の取扱いかと思いますが、よろしいでしょうか。

※全委員了承

【会長】

はい。関係する方は、事前に見ていれば、多分そのトラブルは少なかったのだと思いますけれど、今回はそういう意味では追加をさせていただいたり、集約をさせていただいたということかと思っております。

はい。ほかは。

はい、どうぞ。

【区議会委員】

前回、先生方からもご指摘があった前向きに話し合える場ということで、全ての関係者がこの問題に関して前向きに話し合える場づくりに協力していこうということでお話があったと思います。

与件整理の前にそれをしっかりとやっていくことが、今、都市計画決定されるに当たってつけられた附帯決議を手順手続としてしっかりと進めていくことが、これからの、先に問題を先送りするのではなくて、本当に今日出されたような懸念事項とそして望む未来と一緒に話し合っていく場をつくっていくということでは、今、歩みが止まっているようにも見えるのですけれども、先へ進めていくためにも、そうした場をしっかりと先生たちの関与の下で進めていただくことがスムーズに前に進むことであると思うので、ぜひそうした場の設定を積極的をお願いをしたいということです。

以上です。はい。

【会長】

はい。何か区からお答えになりますか。

【麴町地域まちづくり担当課長】

次回以降の取組については、先生方にも相談しながら、今、検討中でございます。具体的に決まってきましたら、また適宜ご報告という形にしたいと思います。よろしく申し上げます。

【会長】

はい。ほかにはよろしいでしょうか。

※全委員なし

【会長】

<未定稿>

はい。

それでは、意見も出尽くしたということで、以上をもちまして本日の審議会を終了ということにしたいと思いますが、事務連絡があればお願いしたいと思います。

【景観・都市計画課長】

はい。ありがとうございます。次回、令和7年度第2回の都市計画審議会につきましては、令和7年7月29日火曜日の午前10時からこの場所で開催を予定してございます。ご予約のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【会長】

はい。7月29日の午前10時からでございますので、ご予約いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了といたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

《発言記録作成：環境まちづくり部景観・都市計画課》